

令和7年2月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和6年（行コ）第113号管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分
取消請求控訴事件（原審・静岡地方裁判所令和2年（行ウ）第1号）

口頭弁論の終結の日 令和6年11月8日

判 決

当事者の表示 別紙1「当事者目録」記載のとおり（なお、控訴人を個別に
表記するときは、同目録記載の控訴人番号に従い、「控訴人1」
というように表記する。）

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 浜松市長が、平成30年12月20日付けで株式会社ミダック（参加人による包括承継前の法人〔現商号・株式会社ミダックホールディングス〕）に対してした、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）15条1項に基づく管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分（許可番号180214321号。以下「本件処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、浜松市長が平成30年12月20日付けで株式会社ミダックに対してした、廃棄物処理法15条1項に基づく管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分（本件処分）について、本件処分に係る管理型最終処分場（以下「本件処分場」という。）の周辺に居住する住民等である、控訴人らを

含む一審原告ら（一審原告 1 ないし 25。なお、原審において、一審原告 18 は訴えを取り下げた。）が、本件処分は違法であるとして、本件処分の取消しを求めた事案である。

原審が、本件訴えのうち一審原告 25 に関する部分を却下し、その余の一審原告ら（一審原告 1 ないし 17、19 ないし 24）の請求をいずれも棄却したところ、これを不服として上記一審原告らのうち控訴人らが控訴した（一審原告 9、16 及び 25 は控訴していない。）。

2 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙 2「関係法令等の定め」記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下本文においても同様に用いるものとする。）。

3 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張

前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 3 事案の概要」の 3 ないし 5 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 2 頁 10 行目の「原告 1 ないし 16 及び原告 19 ないし 24 は」を「控訴人 17 以外の控訴人らは」に改め、同頁 15 行目から 18 行目までを削る。

(2) 原判決 3 頁 11 行目の「当裁判所」を「原審裁判所」に、同頁 13 行目の「当裁判所に顕著な事実」を「裁判所に顕著な事実」に、同頁 16 行目の「別紙 3「位置図」」を「原判決別紙 3「位置図」」にそれぞれ改め、以下「別紙 3「位置図」」とあるのをいずれも「原判決別紙 3「位置図」」に読み替える。

(3) 原判決 8 頁 2 行目から 3 行目までを次のとおり改める。

「(1) 本案前の争点

控訴人 17 の原告適格（争点①）」

(4) 原判決 8 頁 16 行目を次のとおり改める。

「(1) 争点①（控訴人 17 の原告適格）について」

(5) 原判決 8 頁 18 行目の「ア」を削る。

(6) 原判決 9 頁 1 行目から 14 行目まで、同頁 16 行目の「ア」及び同頁 21 行目から 26 行目までをいずれも削る。

(7) 原判決 15 頁 4 行目から 16 頁 24 行目までを次のとおりあらためる。

「(8) 争点⑧（急傾斜地の崩壊による立板川崩壊の危険）について

（被控訴人及び参加人の主張）

ア 本件処分は技術基準省令 2 条 1 項・1 条 1 項 3 号に適合している。

以下のとおり、本件土砂災害は、本件処分場の設置許可の要件に関わるものではなく、本件処分は適法である。なお、技術的な許可基準に係る判断は、処分行政庁の専門技術的な判断であり、その合理的な裁量に任され、技術基準省令、運用通知及び管理要領に基づいて行われるものであって、これらに適合していれば裁量の逸脱・濫用はなく、適法である。

イ 本件事業地北側の急傾斜地及びその周辺は地すべりが発生しやすい地質ではない。すなわち、地すべりは、過去に起きた履歴がある箇所や連続する帯水層、湿潤な粘土層（スメクタイト）などの脆弱な層が連続性を持った地下のすべり面を形成しているなど地山の地質に由来することが多いが、上記急傾斜地では、地すべりの地質や地形は確認されていないし、過去に碎石のために掘削が行われたことは地すべりの原因とはいえない。

また、本件土砂災害は、上記の急傾斜地の谷筋（谷頭部斜面）の集水地形の箇所に農場管理用道路の盛土があり、短期間の集中的な豪雨によって当該盛土周辺の表層部の土砂等や間知ブロック擁壁等が崩壊したものであって、地すべりではない。

そして、別紙4「斜面崩壊対策工事 平面図」の青色斜線で示した急傾斜地（以下「本件急傾斜地」という。）は、上記の急傾斜地の土砂の崩落防止対策の一環として土砂等を除去した箇所であり、本件土砂災害により管理用道路盛土及び崩積土等が崩壊した部分並びにこれによる影響を受けた部分は、同別紙の赤色斜線部分の「本件斜面崩壊の影響範囲」の上部の周辺において変状している範囲である。仮に、地すべり又は斜面崩壊が発生し、本件処分場の施設の配置上、埋立地周辺の開渠や埋立地内に土砂等が侵入したとしても、それ以外の浸出液処理施設等に侵入するものではなく、また、対策・点検・雨水集排水路の管理を行うので、最終処分場の機能が阻害されるおそれはない。

なお、本件急傾斜地の崩壊対策工事は適切に施工されている。市委嘱専門委員も斜面崩壊対策が適切であると判断していた。

ウ 控訴人らの主張は、本件照査検討報告書やそれにおける本件土砂災害の原因分析と対策が適切であるとする専門家の意見に対する理解を誤っている。また、控訴人らの主張は、地質構造の理解に誤りがある上、本件土砂災害が深層崩壊であることや本件急傾斜地の地盤が不安定で崩壊が進んでいることなど、裏付けを欠くものである。

（控訴人らの主張）

ア 産業廃棄物の最終処分場（以下、単に「最終処分場」ということがある。）の設置許可に係る廃棄物処理法15条2項8号と15条の2第1項を併せ読めば、最終処分場の設置に係る許可について、周辺地域への災害発生を未然に防止するという観点からも判断すべきことは明らかである。

浜松市長は、本件照査検討報告書における調査・検討内容が正しいことを前提に、①本件土砂災害は盛土崩壊（表層崩壊ないし別紙13「地すべりと斜面崩壊の違い」にいう斜面崩壊）であり、②本件急傾

斜地左右50mの範囲が表層崩壊の危険があるが、③表層部の不安定対策のために土塊の除去を行うことにより安全性が確保されたとして、本件処分をしたが、以下のとおり、本件照査検討報告書は信用できず、上記①ないし③は誤りであって、本件土砂災害が地すべりとはいえないとしても地質構造的に深層崩壊の危険があるし、地すべりでないすることも誤りである。したがって、本件処分は、判断の基礎となった事実において重大な事実誤認があり、災害の危険を過少評価してされたものであるから、災害発生の未然防止の観点から適正さを著しく欠くものであって、廃棄物処理法15条の2第1項1号、技術基準省令2条1項・1条1項3号、運用通知Iの4に反し、違法である。

イ 本件土砂災害は、表層崩壊ではなく、深層崩壊である。土屋智委員は、本件土砂災害について単に盛土崩壊とするには違和感がある旨指摘している。本件土砂災害後の現場の写真等をみると、本件土砂災害で、管理用道路の真下の崩壊部分に冠長部、側方部とも垂直に近い崖が現れ、風化基盤が深度4m以上に及び崩壊して露出しており、かかる崩壊は地質構造に由来する深層崩壊とみななければ説明がつかない。また、崩壊箇所が東西二つに分かれ、間知ブロックと崩壊とが対応関係にないことも、盛土崩壊では説明がつかない（本件照査検討報告書は、この点を、間知ブロックの内側に雨水が貯留した結果盛土崩壊を招いたという原因分析に合致するようにねじ曲げている。）。

本件急傾斜地及びその上部付近は、表層部（崖錐堆積物）から風化基盤、その下部にはスメクタイト粘土層が分布しており、湧水もあり、脆弱な地質構造であって、その地質構造からして、風化基盤は本件土砂災害が生じた山側、谷側、左右など周辺に広がりをもち、深層崩壊の危険があるもので、実際、本件急傾斜地は、長年にわたり崩壊が進

行し、現在も土地の亀裂が生じ崩壊が続いている。分割前ミダックが実施した対策工事は、深層崩壊が生じたことを前提とするものではなく、深層部の風化基盤が放置されており、安全性が確保されていない。

なお、本件土砂災害の発生場所は三嶽鉦山による掘削により人工的に形成された急傾斜地であるから、別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」の基準が単純に当てはまるものではなく、上記の地質構造等に鑑みれば、本件土砂災害が地すべりではないとするのは誤りである。」

第３ 当裁判所の判断

- １ 当裁判所も、控訴人らの請求は、いずれも理由がないものと判断する。その理由は、当審における主たる争点である本件処分の適法性に関する判断枠組み及び争点⑧（急傾斜地の崩壊による立板川崩壊の危険）に対する判断（原判決の「事実及び理由」の「第４ 当裁判所の判断」の２(２)及び(８)）に係る当審における補充主張をも踏まえ、後記２のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第４ 当裁判所の判断」の１及び２に記載のとおりであるから、これを引用する。

２ 原判決の補正

- (１) 原判決１７頁２３行目を次のとおり改める。

「１ 本案前の争点（争点①〔控訴人１７の原告適格〕）について」

- (２) 原判決１８頁２行目から１０行目までを次のとおり改める。

「 控訴人らの居住地は、原判決別紙５「本件関係地域等と原告らの居住地」記載Ｎｏ．１ないしＮｏ．８、Ｎｏ．１０ないし１５、Ｎｏ．１７、Ｎｏ．１９ないしＮｏ．２４のとおりである。

このうち、控訴人１ないし５、控訴人７、控訴人８、控訴人１０ないし１２、控訴人１４及び控訴人１５は、いずれも、本件事業地の敷地境界線から５００ｍ以内の場所（本件関係地域）に居住している。また、控訴人６、控訴人１３、控訴人２０、控訴人２３及び控訴人２

4は、いずれも、本件関係地域内に居住する者ではないものの、本件関係地域の周辺に居住している。」

(3) 原判決18頁19行目の「別紙6「3-2 調査項目の選定」」を「原判決別紙6「3-2 調査項目の選定」」に改める。

(4) 原判決19頁13行目の「別紙7「大気質調査地点位置図」」を「原判決別紙7「大気質調査地点位置図」」に改め、以下「別紙7「大気質調査地点位置図」」とあるのをいずれも「原判決別紙7「大気質調査地点位置図」」に読み替え、同頁19行目から20行目にかけての「別紙5「本件関係地域等と原告らの居住地」」を「原判決別紙5「本件関係地域等と原告らの居住地」」に改め、以下「別紙5「本件関係地域等と原告らの居住地」」とあるのをいずれも「原判決別紙5「本件関係地域等と原告らの居住地」」に読み替える。

(5) 原判決21頁5行目から6行目にかけての「別紙8「騒音予測地点位置図」」を「原判決別紙8「騒音予測地点位置図」」に改め、以下「別紙8「騒音予測地点位置図」」とあるのを「原判決別紙8「騒音予測地点位置図」」に読み替える。

(6) 原判決29頁2行目を次のとおり改める。

「(3) 控訴人1ないし8、控訴人10ないし15、控訴人20、控訴人23及び控訴人24について」

(7) 原判決29頁8行目の「原告14ないし16」を「控訴人14及び控訴人15」に改め、同頁9行目の「原告9、」を削る。

(8) 原判決30頁13行目から24行目までを次のとおり改める。

「(6) したがって、他の控訴人らはもとより控訴人17についても、その訴えはいずれも適法である。」

(9) 原判決35頁19行目の「前記1(1)イ(ア)」を「原判決別紙7「大気質調査地点位置図」のNo. 1ないしNo. 4の地点」に改める。

- (10) 原判決４０頁４行目から５行目にかけての「別紙１０」を「原判決別紙１０」に改める。
- (11) 原判決４１頁２行目の「別紙１１」を「原判決別紙１１」に改める。
- (12) 原判決４３頁１８行目の「なお、」から１９行目末尾までを次のとおり改める。

「なお、平成３０年報告書においては、大気質、騒音及び振動について、本件事業地の敷地境界線（原判決別紙７「大気質調査地点位置図」のＮｏ．１ないしＮｏ．４の地点）において、確認調査を実施して平成２２年報告書との比較を行い、水質汚濁について、平成２２年報告書に係る調査と同様の７地点における確認調査及び地下水における調査を実施し、基準値の改定も考慮の上で平成２２年報告書との比較を行い、悪臭及び地下水（地下水位）については、計画区域周辺の土地利用に大きな変化は見られないことからいずれも変化はないと考え、平成２２年報告書の有効性に問題はないと判断した（前記１(1)イ、乙１９の２）。」

- (13) 原判決４４頁２行目末尾に次のとおり加える。

「浜松市は、同年９月７日に本件土砂災害の現場を調査して写真撮影するなどした上、現場の見取り図を作成した。同見取り図には、崩壊部が東西２か所あることが示されている。（乙４９）」

- (14) 原判決５０頁２３行目から５２頁１８行目までを次のとおり改める。

「(2) 本件処分の適法性に関する判断枠組み

ア 廃棄物処理法は、最終処分場の設置について、都道府県知事もしくは施行令２７条１項に定める指定都市の長等を許可権者とする許可制を採り（同法１５条の２第１項、１５条１項。施行令２７条１項）、その設置に係る許可の要件として、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること（同法１５条の２第１項１号）並びに産業廃棄物処理施設の

設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がされたものであること（同項2号。適正配慮要件）を要するものと定めている。

これらの規定を受けて、技術基準省令は、最終処分場及びその維持管理に係る技術上の基準を定め（2条）、最終処分場の種類に応じ、産業廃棄物及びこれに含まれている有害な物質の流出や浸出等を防止するための設備が設けられ、必要な措置が講ぜられるべきことや（管理型最終処分場については、技術基準省令2条1項4号において準用される1条1項4号、5号イ等）、地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること（技術基準省令2条1項柱書、1条1項3号）などを定めている。

また、最終処分場については、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書に災害防止のための計画も記載しなければならない、上記計画には、産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項、火災の発生の防止に関する事項、その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項を記載しなければならないとされている（廃棄物処理法15条2項8号、施行規則11条4項1号ないし4号）。

さらに、廃棄物処理法は、上記の適正配慮要件があることから、設置に係る許可の申請に際して、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（環境影響調査報告書）を申請書に添付して公衆の縦覧に供すべきものとし（同法15条3項、4項）、市町村長や利害関係者の生活環境の保全上の見地からの意見の聴取等の手続を定め（同条5項、6項）、許可権者は、上記の設置に係る許可をする場合、生活環境の保全に関し専門的知識

を有する者の意見を聴取すべきものとしている（同法15条の2第3項）。

イ 以上の最終処分場の設置許可に係る廃棄物処理法等の定めに照らすと、同法15条の2第1項1号及び2号に適合しているか否かの判断は、科学的、専門技術的知見を踏まえた許可権者の合理的な判断にゆだねられているものと解するのが相当である。

そして、同項1号が委任する技術基準省令2条1項各号においては科学的、専門技術的知見を前提として、申請書における設置計画や維持管理計画に関し詳細な規定がされるとともに、許可処分は、公益社団法人全国都市清掃会議（乙89ないし92）が科学的、専門技術的知見を基に作成した技術基準省令の運用通知（乙6）及び管理要領に基づいて行われるものとされていることからすると、技術基準省令並びに運用通知及び管理要領に適合している限りにおいては、科学的、専門技術的知見に基づき合理的に判断されたものとして、許可権者に裁量の逸脱又は濫用は認められず、設置許可は適法となるものと解される。

他方、廃棄物処理法15条の2第1項2号（適正配慮要件）に関しては、全国一律の基準では対応できないような周辺地域の生活環境の実情に応じた適正な配慮を求める趣旨であると解されるところ、上記のとおり、申請書に添付された環境影響調査報告書を公衆の縦覧に供すべきものとし、生活環境保全上の見地からの市町村長、利害関係者及び専門家の意見の聴取等の手続が定められ、環境影響調査報告書には施行規則11条の2に定める事項を記載すべきものとしているほか、環境省においても、上記調査がより適切で合理的に行われるよう上記調査に関する技術的な事項を科学的知見に基づいて取りまとめて調査指針として公表してい

ることなどに照らすと、適正配慮要件の適合性に関する判断については、生活環境の保全の見地からの関係市町村長や利害関係者からの各意見を踏まえるとともに、生活環境の保全に関し所定の事項について専門的知識を有する者の意見を十分に尊重して行うものとして、許可権者の合理的な判断にゆだねているものと解される。そうすると、許可権者の調査や審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり又は調査や審査及び判断過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合は、許可権者の判断に不合理な点があるものとして、設置許可に係る処分は違法となると解される。

ウ 控訴人らは、判断枠組みにつき、最終処分場の設置に係る許可は周辺地域への災害発生の防止の観点からも判断すべき旨主張する。上記の最終処分場の設置に係る許可の申請や許可の要件に関する廃棄物処理法等の定めに照らすと、最終処分場の設置に係る許可の要件に関し、最終処分場が上記の技術上の基準に適合していることにつき、周辺地域の生活環境を脅かす災害の防止という観点からもその審査を要するものと解されるが、同法は、最終処分場の設置に係る許可の要件について、災害防止との関連性の有無で区別し、災害防止に関連するものについて特に要件を加重するなどしているものではないから、災害防止の観点からも審査をすることとしても、判断枠組みは上記ア、イにおいて説示したものと変わるところはない。」

(15) 原判決60頁26行目から63頁24行目までを次のとおり改める。

「(8) 争点⑧(急傾斜地の崩壊による立板川崩壊の危険)について

ア 廃棄物処理法15条の2第1項1号適合性

(ア) 廃棄物処理法15条の2第1項1号、技術基準省令2条1項・1条1項3号は「地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に

設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、
適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。」と
規定する。

また、運用通知Ⅰの４は、最終処分場の地盤の滑り（水面埋
立地〔施行令５条２項〕にあつては、滑り）を起こすと最終処
分場の機能が阻害され、また、最終処分場に設けられる浸出液
処理設備等の設備が沈下を起こすとこれらの設備の機能が阻害
されるので、地滑り防止工又は沈下防止工を設ける必要がある
こと、地滑り防止工としては、滑動力軽減のための排土、地表
水の浸透防止工、地下水の排除設備、滑り抑制のための工作物
の設置等があり、また、沈下防止工としては、土質安定処理、
地盤置換、杭基礎工、ケーソン基礎工等があること、最終処分
場の設置する場所が、斜面、崖等である場合には地滑りの有無
を、軟弱地盤等である場合には沈下の有無を細心の注意を払っ
て検討し、必要な地盤支持力等が十分に安全性をもって確保さ
れる工法を採用することと定めている。

- (イ) 本件処分場においては、斜面崩壊（地すべり）防止対策とし
て、抑制工として地下水排除を目的とする横ボーリング工、斜
面上部の排土工、斜面下部への押さえ盛土を施すとともに、抑
止工としてグラウンドアンカー工を併用して地すべりを防止す
ることが計画されているところ（認定事実オ(イ)）、後記イで説示
するとおり、本件土砂災害が深層崩壊ないし地すべりと評価す
べきものではないことをも踏まえれば、科学的、専門技術的知
見に基づく一般的な斜面崩壊（地すべり）防止対策として技術
基準省令及び運用通知に適合しているとした許可権者の判断に
不合理な点があるということとはできない。

なお、本件土砂災害は、認定事実キ(ア)及び後記イのとおり、本件事業地の外で発生したものであって、その影響範囲（別紙4「斜面崩壊対策工事 平面図」の赤色斜線で示した部分）も、埋立地の外側であるから、遮水工や浸出水処理施設等の最終処分場の機能が害されるおそれがある箇所ではなく、仮に本件土砂災害を含む本件急傾斜地の崩壊によって埋立地周辺の開渠や埋立地内に土砂等が侵入したとしても、直ちに本件処分場の機能を阻害するおそれがあるとはいえないから、技術基準省令及び運用通知が定める地すべり防止工は必要とされない。

イ 本件土砂災害とその対策について

(ア) 控訴人らは、本件土砂災害は斜面崩壊ではなく深層崩壊であり、また、地すべりでないと評価するのも誤りであるとして、本件土砂災害に関して適切な調査や対策工が実施されておらず、本件処分は、廃棄物処理法15条の2第1項1号、技術基準省令2条1項・1条1項3号、運用通知Iの4に反する旨主張する。

しかしながら、以下のとおり、本件土砂災害は、斜面崩壊（別紙13「地すべりと斜面崩壊の違い」参照。認定事実ク(ア)）であると評価することができ、適切な調査、対策がされていると認められるものであって、控訴人らの主張は採用することができない。

(イ) 浜松市長は、分割前ミダックによる本件土砂災害の原因及び復旧工事の方法等に係る検討結果（乙21（本件照査検討報告書））、これに対する専門家の意見（そのうちの 하나가乙55である。）を踏まえた分割前のミダックの回答（乙56）、これに対する再度の専門家からの意見聴取結果を踏まえて本件処分をし、それと同時に浜松市が留意事項について行政指導通知を発出し、その後分割前ミダックが対策工事を実施しているところ、分割前ミダックは、本件土砂災害は斜面崩壊で

あるとして、それを前提とした斜面崩壊対策工事を計画し実施した。

そして、工学博士・技術士（総合技術監理、応用理学）である大野博之は、その意見書（丙20、21、26。以下、併せて「大野意見書」という。）において、地すべりと斜面崩壊とは、一般社団法人斜面对策技術協会作成の資料（別紙13「地すべりと斜面崩壊の違い」）で示された点で異なるところ、本件土砂災害により崩壊した斜面は、粘土を部分的に含むものの、広い粘土層等のすべり面がみられないこと、勾配20°程度以上の谷頭部であること、豪雨により突発的に発生したこと、移動速度は極めて速かったものと推察されること、移動土塊はかく乱され原形を保っていないこと、豪雨により降雨強度は高かったと推察されること、面積的には規模が小さいこと等から、地すべりではないと判断されると結論づけ、分割前ミダックによる上記の原因分析と対策工事は適切であるとした。

加えて、工学博士（専門分野は土質力学、地盤工学）・技術士（土質及び基礎）である中村専門委員の意見書（乙83、84、以下「中村意見書」という。）においても、一般社団法人斜面对策技術協会作成の資料（別紙13「地すべりと斜面崩壊の違い」）により整理して地すべりと斜面崩壊の差異を判断することが合理的かつ一般的な判断手法であるとした上で、次のとおり、本件土砂災害が斜面崩壊（豪雨型崩壊〔表層滑落型崩壊〕）であるとする被控訴人の主張を支持し、控訴人らの主張とその根拠が誤りであることを指摘している。すなわち、中村意見書においては、地すべり地形図（乙62）から、本件急傾斜地周辺が地すべり地形ではなく、また、他のスメクタイトに起因した地すべり事例における斜面勾配が12°、16°、24°であったのに対し、本件急傾斜地の斜面勾配及び崩壊面の斜面勾配が30°以上（乙60、61）であり、両者の地形的特徴は大

きく乖離している。さらに、本件土砂災害の機序や本件土砂災害によって流出した土砂の状況（崩壊斜面の勾配、斜面崩壊の可動物質の擾乱状況と崩積土の堆積状況）に加え、滑動の突発性、復帰水による湧水の発生等や平面図・断面図から中村専門委員が作成した縦断図及び横断図からも、本件土砂災害は、地すべりによる災害ではなく、斜面崩壊の中でも豪雨型崩壊（表層滑落型崩壊）と評価されるものであると結論づけた。（認定事実キ、ク、乙21、83、84、丙20、21、26）

- (ウ) i これに対し、控訴人らは、本件照査検討報告書（乙21）及びその内容が適切であるとする大野意見書や中村意見書の本件土砂災害の原因分析等は誤りであるとし、その根拠として、土屋智委員が本件土砂災害につき盛土崩壊とするには違和感がある旨指摘していること（乙55）を挙げる。上記土屋智委員の意見は、本件照査検討報告書の提出後の平成30年10月に浜松市長からの意見聴取依頼に応じて提出されたものであるところ、土屋智委員は、本件訴訟係属後の控訴人ら訴訟代理人による聞き取りに対し、上記の指摘は深層より崩壊しており表層崩壊とは考えられないという意味である旨回答しているが（甲213）、本件土砂災害の原因等について、自身で詳細な調査や分析、検討を行った結果の意見であるとは認められない（認定事実ク、甲213、乙55。なお、土屋智委員は、乙55の意見提出後に浜松市長が発出した質問及び意見に対する分割前ミダックの事業者回答（対策工事についても記載されていた。）及び行政指導通知案について、浜松市長から意見を聴取された際には、行政指導通知案の文言に一部修正する意見を述べた程度で、事業者回答の内容等については特段の指摘等していない（乙56ないし59）。）。そうすると、上記の土屋智委員の意見から直ちに、本件照査

検討報告書、大野意見書及び中村意見書に記載された本件土砂災害の原因が誤りであり、他方、控訴人らの主張する原因が正しいことが裏付けられるとはいえない。

- ii 控訴人らは、小野寺■■■■が撮影した写真等を根拠に、本件土砂災害で、冠頂部、側方部とも垂直に近い崖が表れ、風化基盤が深度4 m以上に及び崩壊し、風化基盤が露出しており、崩壊部は擁壁部分だけではなく、かかる崩壊は地質構造に由来する斜面崩壊とみなければ説明がつかないが、本件照査検討報告書には現場全体が分かる写真がなく、大野意見書は冠頂部の写真について、中村意見書は風化基盤が深度4 m以上露呈していることについて何ら言及していない旨主張する。しかし、本件照査検討報告書は、本件土砂災害の翌日に撮影された写真や本件土砂災害の約10日後に行われた現地調査の結果を踏まえて作成されたものである上（乙21の1の写真2、4、5、図3等）、中村意見書では、盛土及び崖錐堆積物が最大4.5～5.6 mの深さで崩壊し、その一部は風化帯に及んだことを指摘しているのであって（乙84の図26、27）、いずれも控訴人らが指摘するような現場の状況を踏まえた上で本件土砂災害の原因等を検討したと認められる（なお、上記各図によれば、対策工事は、上記の崩壊部分の深度より深い部分の、風化帯の一部をも除去した上で、モルタル吹付工事が実施されており、上記の崩壊状況を十分考慮して行われたものと認められる。）。

また、控訴人らは、崩壊箇所が東西二つに分かれ（乙49）、間知ブロックと崩壊とは対応関係にないことも盛土崩壊では説明がつかないが、本件照査検討報告書はこの点をねじ曲げている旨主張する。しかし、本件照査検討報告書、大野意見書及び中村意見書のいずれも、崩壊箇所が東西2か所あることを前提としており（乙21の1

の図3、丙20の図1、乙84の図25ないし27)、さらに中村意見書は、西側の崩壊部には間地ブロックがあるが東側の崩壊部にはないことを前提に検討した上、本件土砂災害が斜面崩壊（表層崩壊）であるとしている（乙84の35ないし41頁、図25ないし27）。

したがって、本件照査検討報告書、大野意見書及び中村意見書が、本件土砂災害による崩壊の状況を十分に把握しておらず、そのため本件土砂災害の原因等について誤っている旨の控訴人らの主張はいずれも採用できない。

iii 控訴人らは、本件土砂災害の発生場所は三嶽鉦山による掘削により人工的に形成された急傾斜地であり、本件急傾斜地及びその上部付近は、表層部（崖錐堆積物）から風化基盤、その下部にはスメクタイト粘土層が分布し、湧水もあり、脆弱な地質構造である旨、そして、その地質構造からして、風化基盤は本件土砂災害の発生場所の周辺にも広がり、危険な状態にあるもので、実際、本件急傾斜地は、長年崩壊が進行し、継続している旨主張する。

しかし、三嶽鉦山による掘削が控訴人らが主張する深層崩壊や地すべりの原因となることを裏付ける証拠はない。また、大野意見書（丙26）によれば、本件急傾斜地には深層崩壊が発生するような堆積岩及び堆積岩主体のメランジ層は分布しておらず、対策工に変状はなく、本件急傾斜地及びその周辺において深層崩壊等を示す兆候は見られないとしている上、中村意見書（乙84）において、スメクタイト由来の地すべり粘土は重機を支持する強度を有していないこと、試掘調査で地すべり粘土の存在の有無の把握が可能であることなどを指摘するとともに、地質構成、現場踏査の結果、工事時の状況等から、スメクタイト粘土層が分布する脆弱な地質構造である旨の控訴人らの主張が誤りであることが記載されている。また、

湧水についても、分割前ミダックが崩壊対策工事の際に行った試掘調査（乙３２、４３）において、地すべりを起こす可能性のある湿潤な粘土層が連続して広がっていないことや常時水が湧いている箇所がないことが確認されている旨の被控訴人の主張につき、中村意見書（乙８３）において、中村専門委員の二度にわたる現場踏査で確認した状況とも整合する旨記載されており、対策工事後の本件斜面の保護工の排水孔から流水がみられることについては、中村意見書（乙８４）において、対策工事で設置した面状排水材が有効に機能していることの表れであることが記載されている。そして、本件全証拠によるも、上記の大野意見書及び中村意見書の記載内容が現在の科学的、専門技術的知見に照らして誤りであることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、控訴人らが、長年崩壊が進行し、継続していることの裏付けとする証拠（甲１０５、２０８等）は、いずれも地質自体の脆弱性を認めるに足りるものではなく、本件土砂災害が表層崩壊であったことを否定し得るものでもない。控訴人らは、現在も崩壊が進行していることの裏付けとして、写真（甲２１０）を提出するなどし、土地に段差が生じていたり、そのため植物の根が露出し直線状になっているなどとも主張するが、上記の現象の原因が控訴人らの主張する地質の脆弱性やそれによる斜面崩壊にあることを裏付ける科学的知見等は見当たらない。

以上によれば、地盤が脆弱であり、脆弱な地盤が本件急斜面の周囲にまで広がっており、崩壊は現に進行している旨の控訴人らの主張は採用できず、そうすると、本件土砂災害が深層崩壊である旨の控訴人らの主張は採用できない。

(エ) i 上記(ウ)に加え、控訴人らは、本件土砂災害は深層崩壊である旨

の上記主張は、本件土砂災害が地すべりでないとしても本件処分は違法である旨の主張であるとした上、①地すべりと斜面崩壊は明確に区別できるものではなく、本件急傾斜地は上記のとおり人工的に形成された急傾斜地であるから、一般的な基準は当てはまらないのであって、別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」の基準に基づいたとしても、②地質・土質につき、本件急傾斜地にはスメクタイト粘土層が存在し、③地形につき、上記のとおり人工的な急傾斜地であるから別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」の基準はそのまま当てはまらないし、同別紙の基準は勾配 20° 以上の傾斜で地すべりが生じることを否定していない、④活動状況につき、従前から崩壊が進行し、現在でも崩壊が進んでいる、⑤移動速度につき、崩壊時点に限定すれば地すべりであっても移動速度は速い、⑥移動土塊の状態につき、立木が倒れることなく滑り落ちていることは、原形を保ちつつ動いていることを示し、⑦誘因につき、本件土砂災害現場に湧水が確認されており、⑧規模につき、本件土砂災害に限定すれば小さいが、周辺部も含めて地盤が不安定な状況にあり、地すべりの範囲を本件土砂災害の範囲に限定するのは誤りであるなどとして、本件土砂災害は地すべりでないとするのは誤りである旨主張する。

しかし、上記控訴人らの主張①、③については、別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」のように地すべりと斜面崩壊について原因等が異なるものとして区別する手法は、多くの研究者・技術者が専門的知見を基に練り上げてきたもので合理的かつ一般的な判断手法であるとされており（乙８４）、本件全証拠によるも、かかる手法やその基となった知見の信頼性に疑義があることをうかがわせる事情や知見は見当たらないし、傾斜地が自然に形成されたものか人工

的に形成されたものかどうかで別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」の当てはめが変わり得ることを示す相当程度の信頼性のある知見の存在もうかがわれないから、上記の控訴人らの主張はいずれも採用できない。上記控訴人らの主張②、④、⑦が採用できないことは、上記(ウ)iiiにおいて説示するとおりである。上記控訴人らの主張⑤は、これを裏付ける証拠はない上、中村専門委員は、地すべりの活動状況から、移動速度は緩慢になると述べていること（乙８４）などから、採用できない。上記控訴人らの主張⑥に係る現象については、これを認めるに足る証拠はない。上記控訴人らの主張⑧も、これを裏付ける証拠はなく、採用できない。その他、本件土砂災害が別紙１３「地すべりと斜面崩壊の違い」にいう斜面崩壊でないこと（地すべりであること）を裏付ける的確な証拠や知見は見当たらない。

ii 控訴人らは、以上に検討した主張のほかにも様々に主張して、本件照査検討報告書、大野意見書及び中村意見書は誤りであり、本件土砂災害は表層崩壊ではなく、深層崩壊もしくは地すべりである旨主張するが、いずれも採用の限りでない。

(オ) 以上によれば、大野意見書及び中村意見書は科学的、専門技術的知見に基づくものとして十分に信用できるものであり、そうすると、分割前ミダックによる本件照査検討報告書における本件土砂災害の原因分析と対策に係る検討内容に不合理な点はなく、実施された対策工事にも問題があったということはできない。

なお、控訴人らは、当審において、令和６年８月に本件処分場内の搬入道路に土砂が崩落したことを指摘するが、当該崩落は台風による降雨が８日間連続した後に発生した上、崩落箇所は本件急傾斜地とは別の場所で、上記対策工事を実施した場所とも異なるから（丙２７、

28、弁論の全趣旨)、本件急傾斜地の地質の脆弱性や対策工事が不適切なものであったことの証左となるものではない。

したがって、本件土砂災害の原因分析と対策工事が不適切なものであるとする控訴人らの主張は採用できないところ、本件処分は、技術基準省令2条1項、1条1項3号に適合しているというべきであり、その他本件処分が違法であることを基礎づける事情もない。」

3 以上のとおり、本件処分は適法であって、控訴人らの請求はいずれも理由がない。上記の認定・判断は、その他の控訴人らの主張によっても左右されるものではない。

第4 結論

よって、前記第3の判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

館内比佐志 

裁判官

間 史恵 

裁判官

島村典男 